

付帯メニュー定義書

【提携企業割】（新規申込割）

TG オクトパスエナジー株式会社

小売電気事業者登録番号：A0793

2022年8月8日実施

目次

1	実施日	3
2	定義	3
3	適用条件等	3
4	割引内容、適用期間	3
5	適用廃止	4
6	提携企業割の定義書の変更および廃止	4

付帯メニュー定義書【提携企業割】（新規申込割）（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割り引く取り扱いを定めたものです。

1 実施日

本定義書は、2022年8月8日より適用します。

2 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、別段の定めがない限り、本定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件等

(1) 当社は、以下の全ての条件を満たす場合に限り、「提携企業割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① 2022年4月1日以降、新たに当社の電気需給契約のお申し込みを当社指定の Web ページ経由または当社指定の方法で行うこと（なお、当該期間中に当社の電気需給契約をお申し込みいただいたお客さまが、再度、当該期間中に同一の需要場所について電気需給契約の申し込みをした場合を除く。）。
- ② 当社の電気料金メニュー「グリーンオクトパス」または「スタンダードオクトパス」が適用されること。
- ③ 当社の電気需給契約のお申し込みを行う時点において、当社が別途指定する提携先企業の従業員等であること。
- ④ 電気需給契約のお申し込み後、割引対象の電気料金の支払義務発生日より前に支払義務が発生した電気料金について、全てお支払いが完了したことを当社が確認したこと。

(2) 上記(1)にかかわらず、電気の供給開始に必要な情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、不正な申し込みがあった場合その他当社が不適切と判断した場合は、「提携企業割」を適用できないことがあります。

4 割引内容、適用期間

当社は、お客さまが新たに電気需給契約を開始してから12回目に支払義務が発生した、対象となる使用期間の電気料金（以下、「割引対象の電気料金」といいます。）から15,000円（税込）を割り引きます。

ただし、割引対象の電気料金が、15,000円（税込）未満の場合、割引

対象の電気料金全額を割り引き、15,000円（税込）から割引対象の電気料金の全額を差し引いた金額（以下、「初回の提携企業割残額」といいます。）を、次回に請求が発生する電気料金（以下、「次回の電気料金」といいます。）から割り引きます。次回の電気料金が初回の提携企業割残額未満となる場合、次回の電気料金の全額を割り引き、初回の提携企業割残額から次回の電気料金を差し引いた金額を次々回の電気料金から割り引きます。以降、計15,000円（税込）全額が割り引かれ残額がなくなるまで、上記と同様に割り引きます（以下、上記記載の方法により電気料金からの割引を実施した場合に、15,000円（税込）のうち残った金額を、「提携企業割残額」といいます。）。

5 適用廃止

割引対象の電気料金の支払義務発生前に、電気需給約款29（お客さまからの電気需給契約の解約）や30（当社からの電気需給契約の解約等）にもとづいて当社との電気需給契約が解約または終了となった場合、提携企業割は適用されません。ただし、当社のWebサイト上で解約と同時に新しい需要場所で当社と電気需給契約を締結した場合、新しい需要場所で継続して提携企業割の適用対象となります。（解約前に既に割引対象の電気料金の支払義務発生日を過ぎ提携企業割が付与されている場合、新しい需要場所で提携企業割は継続しません。）

電気需給約款29（お客さまからの電気需給契約の解約）や30（当社からの電気需給契約の解約等）にもとづいて当社との電気需給契約が解約または終了となり、電気需給契約の解約日（または終了日）直前の計量日または検針日から解約日（または終了日）の前日までの使用期間にもとづく電気料金（以下、「解約直前の電気料金」といいます。）からその前月分の電気料金支払後の提携企業割残額を割り引いた後もさらに提携企業割残額が残る場合、その提携企業割残額は解約直前の電気料金の請求日時時点で消滅します。

6 提携企業割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止する場合があります。本定義書を廃止する場合で、廃止時点でお客さまの提携企業割残額が残っている場合、提携企業割残額の取り扱いについて当社ホームページに掲載します。

- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）に準じます。